

第五十九号議案

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第二十四条第一項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第十五条第六項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第二十四条第一項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第十九条の二第一項第五号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第二百十七条第一項第二号及び第三号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第二十条の二第一項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第二項中「申告書に係る年度分」を「確定

申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「所得税法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第二十四条の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 所得割の納税義務者（合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。）の氏名

第二十四条の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「であつて、」の下に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第三十六条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるも

のに限る。をいう。第二号において同じ。又は「を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定配偶者の氏名

付則第三条の五の二第一項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改める。

付則第八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第一項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

付則第十一条第三項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改める。

付則第十四条の二第四項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第二十四条第一項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第十四条の三第四項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第二十四条第一項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第十四条の三第六項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の同条第四項に規定する条約適用配当等申告書」を「年分の所得税に係る同条第四項に規定する確定申告書」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）」を削る。

付則第十七条中「前年中に」及び「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

付則第十八条を削る。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十四条の二の見出し及び同条第一項並びに第二十四条の三の見出し及び同条第一項の改正規定並びに付則第三条の五の二第一項、第十一条第三項及び第十七条の改正規定並びに付則第十八条を削る改正規定並びに次条第一項及び第二項の規定並びに付則第三条の規定（次号に掲げる改正規定を除

く。 令和五年一月一日

二 第十五条第四項及び第六項、第二十条の二第一項及び第二項並びに第二十条第一項ただし書の改正規定並びに付則第八条第二項、第十四条の二第四項並びに第十四条の三第四項及び第六項の改正規定並びに次条第三項の規定及び付則第三条の規定（江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例（令和三年六月江戸川区条例第二十一号）付則第二条第四項の改正規定に限る。）
令和六年一月一日

（区民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の江戸川区特別区税条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第二十四条の二第一項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「一号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第二十四条の二第一項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の江戸川区特別区税条例（次項において「旧条例」という。）第二十四条の二第一項に規定する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第二十四条の三第一項の規定は、一号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項に

において「公的年金等」という。）について提出する新条例第二十四条の三第一項に規定する申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第二十四条の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第二号に掲げる規定による改正後の江戸川区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の区民税について適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例（令和三年六月江戸川区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者」を「扶養親族（」の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

付則第二条第四項中「の規定中区民税に関する部分」を「第十条第二項、第十四条第一号及び第二十四条の三第一項並びに付則第二条の二の二第一項の規定」に改める。

（説明）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）等の改正に伴い、住宅ローン控除に係る住民税の税額控除の特例の適用期限を延長する措置等を講ずるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。